

## 知事コメント

### (関与取消訴訟の上告受理申立理由書について)

県は、辺野古新基地建設に関する埋立変更不承認処分について、国がなした違法な関与2件（裁決・是正の指示）をいずれも取り消すよう福岡高等裁判所那覇支部に求めてきました。

裁決の取消しを求めた訴訟では、埋立変更承認手続で埋立の工期を変更するためには県の審査が不要とされている国と、審査を必要とする一般私人とでは、法律上の違いは明白であるにもかかわらず、今回、裁判所は、実質的に両者に違いはなく、沖縄防衛局は私人と同様に行政不服審査法に基づき審査請求できるから裁決は有効であると判断しております。

また、是正の指示の取消しを求めた訴訟では、今回、裁判所は県の主張を一部認め、公有水面埋立法の要件審査を行っていますが、憲法で保障された地方自治の本旨に反して知事の裁量権を極めて狭く解釈し、県の処分が裁量権の逸脱又は濫用にあたりと判断しており、到底納得できるものではありません。

まず、災害防止要件については、専門技術的な知見に基づく知事の判断に不合理な点があるか否かを審査しなければならないにもかかわらず、本来、審査基準を判断するための参考にすぎない公益社団法人日本港湾協会が発行している一般の解説書を審査基準としており、法定受託事務における都道府県知事の自主性、自立性により認められた知事の裁量を狭めるものであり容認できるものではありません。

次に、環境保全要件については、これまでとは異なる特別な

事情がなければ、環境の変化に応じて行うべき環境保全配慮水準の変更は認められないと判断しましたが、令和4年度ジュゴン保護対策事業報告書においても、ジュゴンの生息が示唆されたとの結果が得られたところであり、従来の環境保全配慮水準では、不十分と言わざるを得ません。

さらに、税金を用いて行われる公共事業において、事業期間の大幅な延長が事業実施の是非を判断する重要な要素となることは、県民、国民も広く賛同するものと考えています。

今回、裁判所は、長い期間を要したとしても辺野古新基地建設が合理的であると自ら判断しましたが、工期を当初の承認と比べて実質3倍以上となる長期化した事業は、前述の県民、国民の感覚からはかけ離れたものと言わざるを得ません。

私は、変更不承認処分を行うにあたり、土木工学の専門家の意見を聞くなど専門技術的な知見に基づき、公有水面の埋立てに関して権限と責任を有する知事として、適正に判断したところです。

今回の裁判所の判断は、地域住民の利益を守るために公有水面埋立法によって認められた知事の裁量を否定したものであり、憲法で保障された地方自治の本旨から許されるものではなく、地方分権改革による地方自治法の改正により、国と地方公共団体が対等・協力の関係となった趣旨からも到底容認できません。

このため、県は、令和5年3月23日に最高裁判所に上告し、本日、県の主張をまとめた上告受理申立理由書を提出したもの

であり、最高裁判所におかれましては、我が国の憲法が司法に託した「法の番人」としての矜持と責任の下、憲法の保障する地方自治の本旨を踏まえ、公平・中立な判断をされることを期待いたします。

私は、県の変更不承認処分が正当であるとの確信のもと、県民の民意に応え、辺野古に新しい基地を造らせないという公約の実現に向けて、引き続き、全身全霊で取り組んでまいります。

県民、国民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和5年4月10日

沖縄県知事 玉城 デニー